

社会保障・税一体改革の各論について

平成23年6月16日

経済産業副大臣

松下 忠洋

各論① 消費課税について

○今後、消費税率の引上げについて、制度設計の詳細を検討する際は、以下の事項に十分留意する必要がある。

1. 中小企業者の事務負担について

- 消費税の納税事業者は全国で約333万者(平成21年度)。その殆どは中小企業者。
- 消費税の見直しに際しては、主たる納税事業者である中小企業者の事務処理能力等を考慮し、その納税事務負担が、中小企業者にとって過度なものとならないよう、引き続き、最大限の措置を講じることが必要。
- この観点から、中小企業者は複数税率の導入には慎重な意見が多い。逆進性への対策としては、中小企業者への事務負担が重い軽減税率の導入ではなく、社会保障給付や低所得者向けの特別な給付等の財政支出の枠組みで対応すべき。

2. 二重課税の調整について

- 自動車取得税やガソリン関係諸税について、消費税との二重課税の問題が指摘されている。消費税率引上げの際には、消費者への過度な負担とならないよう、二重課税の問題についても検討していくことが必要ではないか。

各論 ② 自動車関係諸税について

○車体課税については、平成23年度税制改正大綱を踏まえ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で、抜本的に見直していくべき。

- 国内の自動車生産を維持し、雇用を守るため、自動車市場活性化が喫緊の課題。
- 当分の間として措置された税率を含め、車体課税の思い切った簡素化・負担の軽減が図られなければ、国内生産及び雇用の空洞化を招くおそれ。